

## 借り手と利用権設定の要件

区分	対象者	利用権設定後 経営規模	利用権設定期間		年齢制限	その他の主な要件等					
			試行期間	試行期間 終了後		農用地 の承用 改善 承諾	普及 指導 員に よる 計画 書の 確 認	農 地 に す べ て を 効 率 的 に 耕 作	地 割 分 担 の 安 定 的 に 継 続 的 に 耕 作	地 域 農 業 者 と の 下 の 役 割 分 担 の 安 定 的	解 除 条 件 ※ 3
たのしみ農業者	アグリライフ支援センター 野菜づくり「入門コース」、 又はあいち中央農業協同組合が 主催する「産直就農塾」 を修了した者	10a 未満	1年	3年 6年 10年 (65歳以上は 3年のみ)	無し	試行期間 & 試行期間 終了後の 初回	不要	○	○	○	○
	10a以上の農地を耕作 しているもの又はその世帯員										
	指導を受けて 耕作を行う者※1										
畑・樹園地担 い手農業者	認定新規就農者	10a 以上	1年	3年 6年 10年 (65歳以上は3 年のみ)	～65歳  (更新のみは 65歳以上も可)	試行期間 & 試行期間 終了後の 初回	試行期間 & 試行期間 終了後の 初回	○	○	○	○
	指導を受けて 耕作を行う者※2										
	たのしみ農業者として 3年間経験を積んだ者										
	既に畑・樹園地の経営規模が1 0a以上あり、3年以上の耕作 経験がある者										

※1 指導者は10a以上の農地を耕作しているもの又はその世帯員であること。

※2 指導者は同種作物の耕作経験が10年以上ある販売農家であること。

※3 農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借を解約する旨を付した利用権設定。

※4 毎事業年度の終了後、作物の作付け状況や生産数量等を市長に対し報告をする。